

令和 2 年度 第 1 回  
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 2 年 7 月 2 日 (木)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	<p>委 員 長 白田 佳充 (弁 護 士)</p> <p>委員長代理 松原 雅昭 (大学教授)</p> <p>委 員 中山 裕子 (税 理 士)</p>
市側出席者	契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、他 13 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である中山委員から次のとおり抽出結果の報告があった。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>令和元年度下半期に発注した工事 118 件、測量コンサルタント等の委託 2 件の中から、不調があった・同じ工事名で入札方式が違う・前回委員会でも抽出されており、落札率も高い・落札率が最低である・新調理場の関係の工事で一番落札率が低いという点に着目し、7 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の委員会の抽出委員について</p> <p>次期委員が決定後に調整することとなった。</p> <p>4. その他</p> <p>次回会議は、次期委員が決定後に調整することとなった。</p>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 指名競争入札 道路改良工事 土木一式&lt;担当 土木課&gt; &lt;工事概要&gt; 施工延長 L=20.0m かごマット工 A=28.0 m<sup>2</sup> 石積み工 A=17.6 m<sup>2</sup> 防護柵工 L=26.0m 舗装工 A=36.5 m<sup>2</sup></p> <p>○不調が重なったことにより、3回目に契約になった段階では工期が15日で設定されているが、その後、契約変更で工期が延長されている。その点について教えてほしい。</p> <p>○建設工事請負約款第19条は、どのような内容か。</p> <p>○辞退業者で工期内の完成が不可能という理由があるが、工期を延長する予定のはずなのに矛盾していないか。</p> <p>○工期を3月31日までとして契約しているが、そうしなければならないのか。</p>	<p>●1回目の入札が1月22日、2回目の入札が2月12日、3回目の入札が3月11日となっています。1回目の時は、年度内工期で設定していましたが、不調になってしまったので、2回目の時に施工条件の明示の中に繰り越し工事とし、工期を延長することを記載した上で業者に通知しました。しかし、また不調になってしまったので、工期が短くなってしまいましたが、2回目と同様、繰り越し工事ということを知りた上で3回目を実施しました。</p> <p>●発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。という内容で関係官公署等の事前協議内容に変更が生じたため、施工内容を変更するものです。今回は、台風19号の関係で桐生土木事務所との協議に不測の日数を要したための変更となります。</p> <p>●施工条件明示の中に工期延長のことを記載しているので、その業者が目を通さなかったということが考えられます。そのような業者には後日、条件について説明したいと思います。</p> <p>●予算の繰り越しを伴うものに関しては、議会の承認が必要となります。3月の議会の承認を受けて</p>

<p>○繰り越し工事であることのどのように業者に周知しているのか。</p> <p>○業者はいつまで延長になるのか分かるのか。</p> <p>○起工課が繰り越ししなければならないと判断してから議会にかけて承認になるまでどのくらいの期間を要するのか。</p> <p>○1回目の入札で1者が入札しているが、失格（予定価格超過）となっている。予定価格より高い金額だとよくないのか。</p> <p>○本工事は、辞退業者が多数いるが、この時期は業者が逼迫しているのか。</p> <p>○異例の事態だったということか。</p> <p>○最近不調が多いように感じたが、自然災害等の影響があるということで、しかたないことなのかと少し納得できた。</p> <p>2. 指名競争入札 舗装長寿命化事業 舗装道改良工事</p>	<p>いない段階で繰り越しした形での契約が不可能なので、このような形で契約しています。</p> <p>●発注時に配布する設計図書に記載しています。</p> <p>●施工条件明示の中に延長する期間を記載していました。</p> <p>●1月末に財政課に協議して、財政課が繰り越し予算の議案の手続きをし、3月の定例議会にかけて承認となりました。もし、承認されなかった場合は、契約取り消しのような手続きをせざるを得ないかと思います。</p> <p>●予算が決まっていて、それより高い金額を払うことはできないので、落札とはならず失格となります。</p> <p>●今回については、台風19号の災害復旧工事の関係でCランクの業者は、その下請けとしての仕事が多忙だったため、自社で工事を請け負うのが難しく辞退したのではないかと考えられます。通常であればここまで辞退が多いことは考えづらいかと思います。</p> <p>●そうです。災害査定をうけて1月末くらいから災害復旧工事が始まり、6月まで続いていた現場もあります。そういう現場でCランク業者は下請けとして従事していたかと思います。</p>
---	---

舗装<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=276.0m

舗装工 A=922.4 m<sup>2</sup>

○変更理由で地元住民の要望により舗装工の施工範囲の変更とあり、増額が大きいように思えるが、大きな規模の変更だったのか。

○工事中に地元住民からの要望がくるのか。

○変更の判断は誰が行うのか。

○その後、市役所内で決裁を受けて行うということか。

○増額ということだが、予算の確認・確保はどうしているのか。

○事前に変更部分も併せて設計することはできなかったのか。

○変更金額はどのように決めているのか。

●本工事は、菱町の行政懇談会からの要望を受けての工事で、今回の工事範囲の他にも舗装の悪い場所があり、2年かけて行う予定でいましたが、現場が狭い道で交通制限の際に2度迷惑をかけてしまうということと、地元住民から「隣はきれいになって自分のところはきれいにならない」というような苦情もあり、1回でやったほうが良いと判断したため、設計変更しました。

●そうです。

●菱町の行政懇談会からの要望でしたので、菱公民館等と相談しながら行っています。

●そうです。

●当初の請負で予算を使い切ってしまうと、大きな変更はできませんが、今回は、落札率が低めで請負差金がありましたので、それを使うことで地域住民の要望に応えられ、動員も減り、経済的にもよいと総合的に判断しました。

●できれば1回で大きな工事として出したほうが、2回に分けるよりも経費的に少ないので、調整はしていますが、最終的には財政課との協議の中で予算が決まるので、その予算内でできる範囲で設計しています。

●変更後の設計額（税抜）に落札率をかけて、1万円未満を切り捨てた金額に消費税をかけた金額が変更後の契約金額となります。

○今回は、2年で行う予定だった工事を地元住民からの要望があったことと落札率が低く予算に余裕ができたため、変更しても大丈夫だったという理解でよいか。

●そうです。

○もし落札率が高く予算に余裕がなかった場合、地元住民からの要望があったとしても、先延ばしになってしまうという可能性も考えられるのか。

●考えられます。

### 3. 条件付き一般競争入札

舗装長寿命化事業 舗装道改良工事

舗装<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=1, 079.8m

路面切削工 A=7, 269.6 m<sup>2</sup>

舗装工 A=7, 269.6 m<sup>2</sup>

路上路盤再生工 A=5, 755.6 m<sup>2</sup>

区画線工 一式

○路面切削工、路上路盤再生工とは、どういう工事か。

●路面切削工は、既存のアスファルト舗装を剥がさずに切削機で削り取る工法です。

路上路盤再生工は、既設の路盤にセメントやアスファルト乳剤など添加物を入れて締め固めて安定処理した路盤を新しく作る工法です。全面打換え工法と比べ施工スピードが早く工期の短縮でき、コスト的にも安くなります。

○建設工事請負約款第18条第1項第4号は、どのような内容か。

●施工条件と実際の工事現場が一致しないことという内容で、今回は、土質調査をした結果、添加物の量が変わったことによる変更となります。

○道路改良工事と舗装道改良工事の違いは何か。

●道路改良工事は、ガードレールやふとんかご等を積み道路の改良を行う工事で、舗装道改良工事は、主に舗装の工事となります。

○案件1の時に台風19号関係で辞退業者が多かったが、この案件は辞退がない。業者の条件とし

●本工事は、対象業者がAランク業者であり、会社規模が大きいため、辞退がなかったのかと思いま

て同じことは言えないのか。

○契約変更で減額となっているが、理由は何か。

○変更理由に当初の工期内では交通誘導員の確保が困難なため、工期延長とあるが、工事を途中で止めたのか。

○交通誘導員が増員になったにも関わらず、減額になっているということは、工事の減額が増員分の金額より大きかったということか。

#### 4. 条件付き一般競争入札

北沢橋(上部工)製作架設工事

土木一式<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=18.9m

鋼橋架設工(製作・架設・運搬) N=一式

支承工 N=4 基

○前回の委員会でも抽出された案件で、その時は2回不調になっていた。今回3回目の入札ということだが、前回と比べ金額や工事概要が変わっている。どのような流れでこのようになったか。

す。Cランク業者は、Aランク業者の工事の下請けに入ることによって、人手が足りなくなってしまう辞退してしまうのだと思います。

●当初設計では、過去に現場付近で同様の工事をしており、その時の材料の量を基に想定して設計していましたが、現場で試掘してみないと実際の量は分からず、試掘した結果、量が変わったため減額となりました。

●工事は止めずにやっていたのですが、警察から交通誘導員の配置を増やすよう指示があったため、増員しています。

●そうです。

●1回目の入札が令和元年7月10日で実績のある大手企業7者を指名しましたが、技術者の不足・価格の乖離などの理由から、不調となりました。2回目の入札が令和元年9月3日で市内の土木Aランクの全業者を指名し、入手困難な耐候性の鋼材から通常の鋼材に変更して発注しましたが、技術者の不足・価格の乖離・資材入手困難・工期不足等の理由により不調となりました。今回の3回目は、予定価格と市場価格が乖離しているということから、Aランクの全業者から見積を徴取し、実態価格を把握し、価格

<p>○建設工事請負契約約款第18条第1項第5号は      どのような内容か。</p> <p>○工期が1年延長となっているが、      どのようなことか。</p> <p>○不調が続き、主な理由が金額の乖離だ      ったことだが、予定価格の設定の      方法が原因だったのか。</p> <p>○市が積算の際に基準としていた金      額と業者が基準としていた金額が      違ったということか。</p> <p>○今後もこのような理由で不調にな      るような案件が出てくることはあ      りそうか。</p> <p>○コロナウイルスの影響で、工期の      変更などはあったか。</p> <p>○指定した鋼材が入手できない場合      、業者から材料が入手できないとい      うような連絡が来るのか。</p> <p>5. 指名競争入札</p>	<p>分析を行い設計単価を設定し、再度積算しまし      た。また、工期についても資材の納期を確認し工      期延長も含めて検討して入札を執行しました。</p> <p>●施工条件について予期することのできない特別      な状態が生じたこと。ということで鋼材の入手が      できなかったという理由での変更となります。</p> <p>●やはり鋼材が工場制作で入手が困難でやっと今      年の5月に鋼材が入りましたので、現在橋だけは      仮設している段階です。出水期は河川内での工事      は群馬県から禁止されているので、また11月か      ら工事再開となります。</p> <p>●市としては群馬県の積算基準と公表単価で設計      しなければなりませんでしたが、オリンピックの      関係で鋼材がかなり高騰していたため、金額に差      が出てしまったというのが原因だと考えられま      す。</p> <p>●そうです。</p> <p>●だんだんと落ち着いてくるとは思います。      今回の工事は、オリンピック関係の追い込み時期      で全国から材料が東京に集中してしまったため、      このようになってしまったということで      今回は特別だったのかと思います。</p> <p>●桐生市ではありません。東京では作業員に感染者      が出たということで現場を止めたというよう      な話は聞いています。</p> <p>●当初設計では耐候性鋼材を考えていましたが、入      手が不可能なため、材料を変更してほしいとい      う要求が業者からありました。</p>
---	---

桐生市花見ヶ原森林公園電柱建替え工事

電気<担当 建築住宅課>

<工事概要>

1. 電柱建替え工事 1式(コンクリート柱3本 引込ポール 12本)

○対象業者のランクがC又はBとなっている。CならC、BならBではないのか。

また、最初から11者も指名し、結果として5者が辞退しているが、辞退されるような推測があったのか。

○辞退理由で見積金額と自社見積に差があるためとあるが、どういうことか。

○契約変更理由で降雪などの天候による工期延長とあるが、降雪等を考慮して工期を設定しているのか。

○最低制限価格での入札が2者以上あった場合、どうなるのか。

○発注時期はなぜ冬時期だったのか。

○会社によって一方は最低制限価格での入札、一方は、見積金額が高くなってしまったということでもそんなに差が出てしまうものなのか。

6. 指名競争入札

桐生市市営住宅広沢町一丁目団地空き家住宅解体

●桐生市建設工事等請負業者選定要綱で工種と金額で指名業者ランクが決まっています。今回の工事はC又はBから指名するという基準に当てはまっています。また、この業者を外す外さないの基準がないため、全社指名しています。

辞退については現場が黒保根の山奥だったため、請け負いたくなかったのではないかと推測できます。また、他にも人手不足・技術不足・金額等の理由が挙がっています。

●公表している予定価格より業者の積算金額が高くなってしまったということです。

●降雪の心配があったのは確かですが、工期内でできるだろうと推測していました。しかし、実際は思っていた以上に降雪があり、延長せざるを得なかったため、変更を行いました。

●抽選で落札者を決定します。

●花見ヶ原森林公園が開園している間は、電気を止めることが出来ないため、どうしても工事時期がこの時期になってしまいます。

●この差は、受注意欲の差が大きいと思います。



除却工事

建築一式<担当 建築住宅課>

<工事概要>

木造住宅解体 (2棟4戸) 224㎡

樹木等撤去 一式

○入札金額が低かったのは2者で、その他の業者は金額が高かったり、辞退の業者が多数いるが、この時期の解体工事が多かったのか。

○辞退が多かったのは、受注しても手間ばかりであり利益がないと思ったのかもしれない。

○入札金額が低かった2者は、現場からさほど遠くないように思われる。

○木造解体だと分別等も大変かもしれない。作業員の確保ができないと難しいと思われる。

○解体工事は更地にするまで行うのか。

7. 条件付き一般競争入札

桐生市学校給食中央共同調理場建設機械設備工事

管<担当 建築住宅課>

<工事概要>

桐生市学校給食中央共同調理場建設に伴う機械設備工事

1. 空気調和設備工事 1式

2. 給排水衛生設備工事 1式

○大規模の工事は落札率が高めになってしまうものなのか。

●公共工事の解体工事は、年間を通して件数は多くありませんが、民間の工事が忙しくて公共工事まで手が回らない業者もいたのではないかと思います。手持ち工事の状況や受注意欲から2者が低い金額で入札してきたと推測できます。

●更地にします。平らにはしますが、押し固めるまではしません。

●市では、群馬県等の基準を基に積算しているので、そのことを理解している業者であれば金額に大きな差は出ないと思われます。その中で、企業努力ができる部分での金額の差は出てくると思

○このような工事は共同企業体で行うものなのか。

○資格有無について事後審査方式のため暫定的に「有」となっているが、どういうことか。

○入札後の確認で資格がないという可能性もあるということか。

○企業名を見て問題ないと判断しているのか。

○共同企業体はスポットで集まってくるのか。法人番号がついているが、どういうことか。

○もし別の共同企業体の案件があった場合、今回別の共同企業体で組んでいた業者同士が共同企業体を組むことはあるか。

○建築工事と管工事と電気工事を同時に同じ現場でして、設計事務所が監理し采配しているという認識でよろしいか。

○条件付き一般競争入札とあるが、今回の条件は何か。

います。

●桐生市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の中で、管工事はおおむね1億円以上の工事は共同企業体の対象となっています。同様に電気工事もおおむね1億円以上、建築工事はおおむね5億円以上が対象となっています。

●条件付き一般競争入札の場合、桐生市では事後審査方式としていまして、参加申請があった業者に暫定的に入札に参加できるようにしています。入札後に、申請時に提出いただいた書類に記載された資格や申請内容に誤りがないか確認しています。

●稀にあるということは聞いたことがあります。桐生市ではありません。

●共同企業体の審査はしています。

●共同企業体はスポットです。法人番号については共同企業体の代表構成員が電子入札システムでの手続きを行うため代表構成員の法人番号となります。

●あります。

●そうです。

●今回の条件は・共同企業体を結成すること・構成員数は3者以内であること・代表構成員は市内のAランク業者であること・その他の構成員は市内のAもしくはBランク業者あることとなります。

○桐生市内の業者でなければいけないということか。

○電気工事は2企業体しかないので競争性としてどうなのか。大規模な工事の場合、市外業者も入れて少しでも金額を抑えるべきなのか。しかし、桐生市内の業者にお願いしたい。市外の業者に取られてしまうというのはどうなのかと悩ましいところである。

○電気工事のAランク業者は少ないのか。

○これだけ大きな事業はそう多くはないと思うがどうなのか。

●今回はそうなります。

●電気工事のAランク業者は5者となりますので、Aだけで組むとなると2企業体しかできません。しかし、Bランク業者も含めることができるのでもう少し増えてもよかったのではないかと思います。

●多くはありませんが、最近財源的な問題でたまたま大型事業が集中しています。